

最高人民検察院による行政法執行と刑事司法の連携業務の推進に関する規定

公布日：2021年10月11日

「最高人民検察院による行政法執行と刑事司法の連携業務の推進に関する規定」 の印刷・配布に関する通知

各省、自治区、直轄市の人民検察院、解放軍軍事検察院、新疆生産建設兵団人民検察院 御
中

「最高人民検察院による行政法執行と刑事司法の連携業務の推進に関する規定」は2021年6月2日の最高人民検察院第13期検察委員会第68回会議において可決した。ここに印刷配布するので、これに従い真摯に実行されたい。

最高人民検察院
2021年9月6日

最高人民検察院による行政法執行と刑事司法の連携業務の推進に関する規定

第一条 行政法執行と刑事司法の連携業務の仕組みを整備するために、「中華人民共和国人民検察院組織法」、「中華人民共和国行政処罰法」、「中華人民共和国刑事訴訟法」等の関連規定に基づき、「行政法執行機関による犯罪の嫌疑がある事件の移送に関する規定」を踏まえ、本規定を制定する。

第二条 人民検察院は、行政法執行と刑事司法の連携業務を実施する場合、厳格に法により、正確かつ速やかに、監察機関、公安機関、司法行政機関及び行政法執行機関との調整・協力を強化し、行政法執行と刑事司法の有効な連携を確保しなければならない。

第三条 人民検察院による行政法執行と刑事司法の連携業務は、逮捕・起訴を担当する部門が管轄事件の種類に従い処理する。逮捕・起訴を担当する部門は、処理をする際にその他の事件処理部門の意見を聴取することができる。

本院のその他の事件処理部門は、検察職務の履行過程において、行政法執行と刑事司法の連携に係る証拠を発見した場合、本院の逮捕・起訴を担当する部門に速やかに移送しなければならない。

第四条 人民検察院は、法により職責を遂行する場合、行政法執行機関が公安機関に移送して立件・捜査すべき犯罪の嫌疑がある事件を移送しない状況、又は公安機関が行政法執行機関から移送された立件・捜査すべき犯罪の嫌疑がある事件を立件・捜査しない状況が存在するか否かを審査することに注意しなければならない。

第五条 公安機関が、行政法執行機関から移送された立件・捜査すべき犯罪の嫌疑がある事件を受理した後に、立件・捜査をせず、行政法執行機関が人民検察院に法による監督を建議した場合、人民検察院は法により受理し、審査を行わなければならない。

第六条 行政法執行機関が法により移送すべき犯罪の嫌疑がある事件を移送しない場合、又は公安機関が立件・捜査すべき通報を立件・捜査しない場合であって、本院の管轄に属し、かつ受理条件に適合するときは、人民検察院はこれを受理し、かつ審査を行わなければならない。

第七条 人民検察院は、本規定第四条から第六条までの証拠に対する審査を行った後に、行政法執行機関が法により移送すべき犯罪の嫌疑がある事件を移送していないと判断した場合、検察長の承認を経て、同級行政法執行機関に検察意見を提出し、行政法執行機関に速やかに公安機関に事件を移送し、関連資料の写しを人民検察院に送付するよう要求しな

なければならない。人民検察院は、検察意見の写しを同級司法行政機関に送付しなければならない。行政法執行機関が垂直管理を実施している場合、検察意見の写しをその上級機関に送付しなければならない。

行政法執行機関が検察意見を受け取った後も正当な理由なく移送しない場合、人民検察院は、関連の状況を公安機関に書面で通知しなければならない。

公安機関に立件すべき事件を立件しない状況が存在する可能性がある場合、人民検察院は、法により立件監督を実施しなければならない。

第八条 人民検察院が不起訴の決定を下した事件については、不起訴となった者に対して行政処罰を科す必要があるか否かを同時に審査しなければならない。不起訴となった者に対して行政処罰を科す必要がある場合、検察長の承認を経て、人民検察院は同級の関連主管機関に検察意見を提出し、不起訴の決定を下した日から3日以内に不起訴決定書と併せて送達しなければならない。人民検察院は、検察意見の写しを同級司法行政機関に送付しなければならない。主管機関が垂直管理を実施している場合、検察意見の写しをその上級機関に送付しなければならない。

検察意見書においては、刑事強制措置の実施と解除、事件に係る財物の封印、押収、凍結及び不起訴となった者に対する訓戒又は始末書の提出、謝罪、損失の賠償の命令等の状況を明記しなければならない。違法所得を没収する必要がある場合、人民検察院は、封印、押収、凍結した事件に係る財物を併せて移送しなければならない。事件処理過程において収集した関連の証拠資料について、人民検察院は併せて移送することができる。

第九条 人民検察院は、不起訴となった者に対して行政処罰を科す検察意見を提出する場合、関連主管機関に検察意見書を受け取った日から2か月以内に処理結果又は処理状況を人民検察院に書面で回答するよう要求しなければならない。緊急事態により直ちに処理する必要がある場合、人民検察院は実際の状況に基づき回答期限を決定することができる。

第十条 上級の関連組織に検察意見を提出する必要がある場合、順を追ってその同級人民検察院に報告し決定を経て提出し、又は事件を処理した人民検察院が検察意見書を作成した後に、上級の関連組織の同級人民検察院に報告し、審査を経て転送しなければならない。

下級の関連組織に検察意見を提出する必要がある場合、対応する下級人民検察院に提出を命じなければならない。

外地で検察意見を提出する必要がある場合、関連組織の所在地の同級人民検察院の意見を求めなければならない。意見が一致しない場合、順を追って共通の上級人民検察院に報告し決定を仰がなければならない。

第十一条 関連組織が、要求された期間内に回答しない場合、又は正当な理由なく処理を行わない場合、人民検察院は、検察長の決定を経て、関連の状況を書面で同級司法行政機関に報告し、又は上級人民検察院にその上級機関への報告を申請することができる。必要な場合、同級党委員会と人民代表大会常務委員会に報告することができる。

第十二条 人民検察院は、行政法執行官に職務上の違法、犯罪の疑いがあることを発見した場合、事件の証拠を監察機関に移送し、処理しなければならない。

第十三条 行政法執行機関が刑事事件の立件・訴追基準、証拠の収集・固定化・保全等の問題について人民検察院に照会し、又は公安機関が行政法執行機関から移送された犯罪の嫌疑がある事件について人民検察院の意見・建議を主体的に聴取した場合、人民検察院は速やかに回答しなければならない。書面による照会の場合、人民検察院は、7日以内に書面で回答しなければならない。

人民検察院は、事件処理過程において、行政法執行に関する専門的な問題について関連の行政法執行機関に照会することができる。

第十四条 人民検察院は、行政法執行と刑事司法の連携業務の実施状況を定期的に関連組織に報告しなければならない。業務の仕組みを整備する必要がある等の問題が存在することを発見した場合、建議対象組織の意見を求め、法により検察建議を提出することができる。

第十五条 人民検察院は、業務の需要に基づき、関連組織と共に行政法執行と刑事司法の連携業務における問題を検討・分析し、解決策を提出することができる。

第十六条 人民検察院は、司法行政機関による行政法執行と刑事司法の連携に関する情報共有プラットフォームの構築に協力しなければならない。すでに情報共有プラットフォームに接続している人民検察院は、関連の決定を下した日から7日以内に、関連事件の情報を入力しなければならない。まだ情報共有プラットフォームを構築していない人民検察院は、速やかに関連組織に関連事件の情報を報告しなければならない。

第十七条 本規定は、公布した日から施行し、「行政法執行機関から移送された犯罪の嫌疑がある事件について人民検察院の処理規定」（高検発积字〔2001〕4号）は同時に廃止する。

出典：中華人民共和国最高人民検察院 HP

https://www.spp.gov.cn/spp/xwfbh/wsfbh/202110/t20211011_531819.shtml

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。